

平成 25 年度廃家電の不法投棄等の状況について

平成27年 1 月29日

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

1. 背景

廃家電 4 品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）については、特定家庭用機器再商品化法に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 13 年 4 月から実施されています。

これを受け、環境省では、市区町村における廃家電 4 品目の不法投棄等の状況について、定期的に 4 月 1 日時点での調査を実施しています。

今回の調査の対象市区町村は、全 1,741 市区町村（総人口約 12,714 万人）で、対象期間は平成 25 年度です。

2. 廃家電 4 品目の不法投棄台数について

平成 25 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数のデータを取得している 1,376 市区町村^{注 1)}における平成 25 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数をもとに、人口カバー率^{注 2)}で割り戻して算出した全国の不法投棄台数（推計値）は、92,500 台で、前年度と比較して 20.6%の減少となりました（図 1）。

廃家電 4 品目の不法投棄台数の内訳及び前年度比の不法投棄台数の増減割合（カッコ内）は、エアコンが 1.2%（前年度比 9.6%減）、ブラウン管式テレビが 68.6%（前年度比 26.4%減）、液晶・プラズマ式テレビが 2.8%（前年度比 20.0%増）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 19.0%（前年度比 4.7%減）、電気洗濯機・衣類乾燥機が 8.3%（前年度比 8.5%減）となっています。^{注 3)}

平成 24 年度及び平成 25 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 1,352 市区町村^{注 4)}（平成 25 年度の廃家電 4 品目の不法投棄台数 82,260 台）における月別不法投棄台数の推移を比較したところ、4 月、5 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました（表 1、図 2）。

また、1,376 市区町村において、市区・町・村の各市区町村の 1 万人当たりの不法投棄台数は、それぞれ、市区が 6.8 台、町が 12.2 台、村が 24.3 台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄台数が多い傾向が見られました（表 2）。

不法投棄物を回収した場所別の実績台数は、道路上、道路高架等の公道が最も多く、次いで、ステーション等のごみ集積場所の順に多くなっております（表 3）。

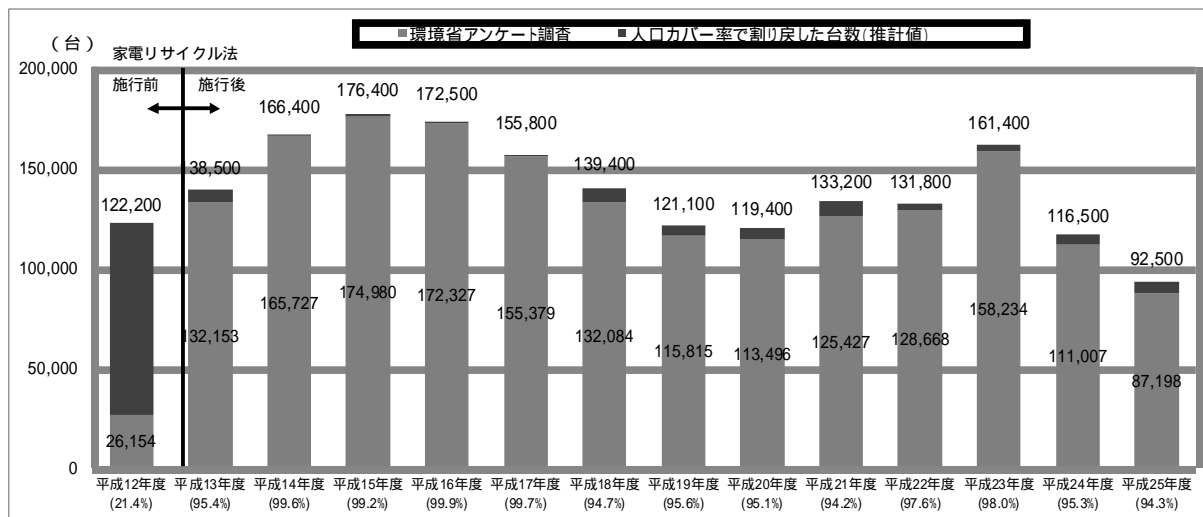
注 1) 1,376 市区町村の人口の合計は約 11,988 万人（総人口の約 94%）です。

注 2) 不法投棄台数のデータを有していた市区町村の合計人口の総人口に占める割合です。

注3) 四捨五入の関係上、百分率の合計が100%とならないことがあります。

注4) 1,352 市区町村の人口の合計は約 11,448 万人(総人口の約 90%)です。

(図1) 不法投棄台数



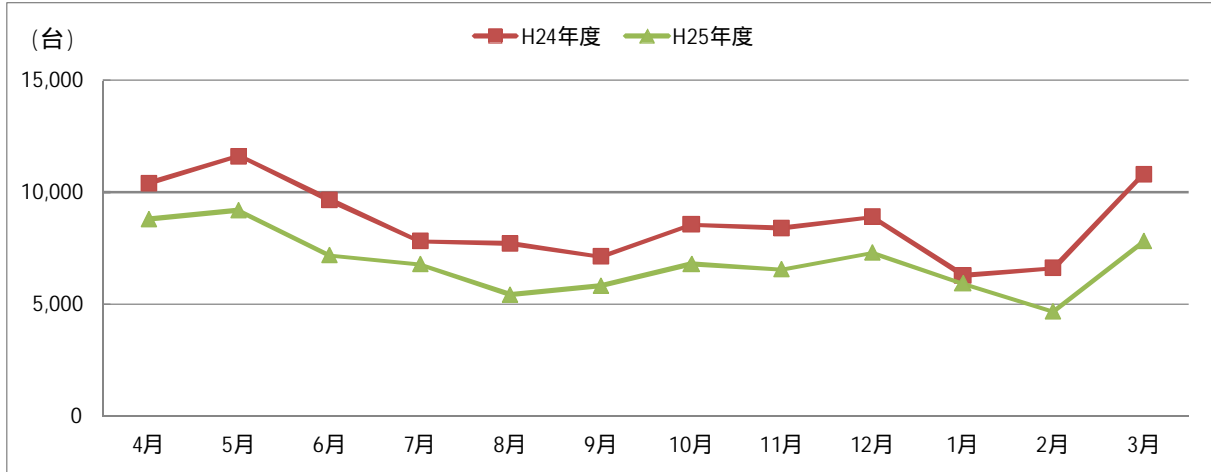
(表1) 月別不法投棄台数の推移

(平成24年度と平成25年度の月ごとのデータを取得している1,352市区町村の比較)

(単位: 台)

	4品目合計		エアコン		テレビ				電気冷蔵庫		電気洗濯機	
	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度	ブラウン管式		液晶・プラズマ式		電気冷凍庫		衣類乾燥機	
					H24年度	H25年度	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度
4月	10,405	8,791	109	87	7,978	6,347	159	222	1,378	1,457	781	678
5月	11,630	9,197	73	91	8,966	6,574	152	214	1,671	1,600	768	718
6月	9,676	7,178	122	64	7,330	5,107	129	171	1,437	1,270	658	566
7月	7,805	6,782	108	92	5,721	4,553	145	174	1,272	1,375	559	588
8月	7,731	5,427	126	80	5,622	3,642	113	142	1,327	1,113	543	450
9月	7,118	5,844	61	82	5,102	3,902	133	172	1,294	1,208	528	480
10月	8,551	6,793	88	89	6,198	4,638	171	157	1,436	1,308	658	601
11月	8,403	6,548	99	76	6,088	4,473	157	187	1,389	1,248	670	564
12月	8,898	7,302	84	89	6,703	5,050	187	272	1,345	1,300	579	591
1月	6,299	5,921	51	75	4,814	4,081	156	182	884	1,088	394	495
2月	6,605	4,654	65	63	4,864	3,089	146	111	1,066	991	464	400
3月	10,826	7,823	143	101	7,607	4,978	360	406	1,811	1,655	905	683
合計	103,947	82,260	1,129	989	76,993	56,434	2,008	2,410	16,310	15,613	7,507	6,814

(図2) 月別不法投棄台数の推移



(表2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄台数(平成25年度)

	1万人当たりの不法投棄台数[台]	回答市区町村数[市区町村]	平均人口[人]
市区	6.8	741	150,553
町	12.2	551	15,527
村	24.3	84	5,725
市区町村	7.2	1,376	87,643

(表3) 不法投棄物を回収した場所別の実績台数(平成25年度)

	エアコン	テレビ		冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機
		ブラウン管式	液晶・プラズマ		
小売店の敷地	2	83	1	11	7
小売店以外の民有地	18	1,411	43	486	170
民有地以外の山林、田畑等	131	4,718	166	1,637	678
道路上、道路高架下等の公道	161	10,551	388	3,065	1,221
河川敷等の河川用地内	25	1,415	80	458	175
公園、港湾等 (道路、河川用地以外の公共用地)	59	1,921	126	513	273
ステーション等のごみ収集場所	160	10,450	552	2,005	1,053
その他	142	4,857	298	1,264	639
平成25年度計	825	41,059	2,040	11,035	5,032

場所の内訳が不明で合計値のみの市区町村があるため合計は合わない

その他として以下が挙げられた。

市区町村のストックヤード、駐輪場、海水浴場、自治集会所 等

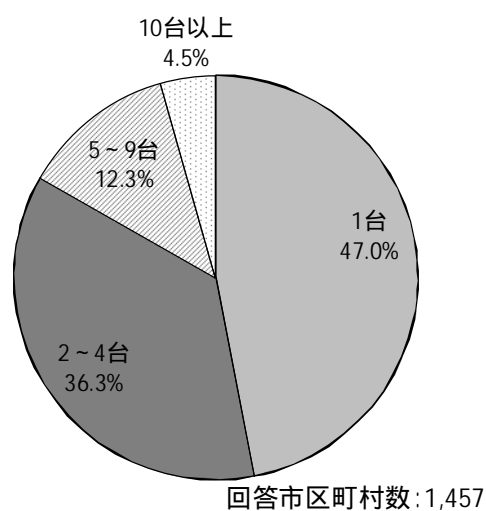
3 廃家電4品目の不法投棄物の処理状況について

平成 25 年度に廃家電 4 品目の不法投棄物を回収している市区町村において、不法投棄 1 件あたりに回収した廃家電 4 品目の回収台数の内訳は、1 台：47.0%、2～4 台：36.3%、5～9 台：12.3%、10 台以上：4.5%でした（図 3）。

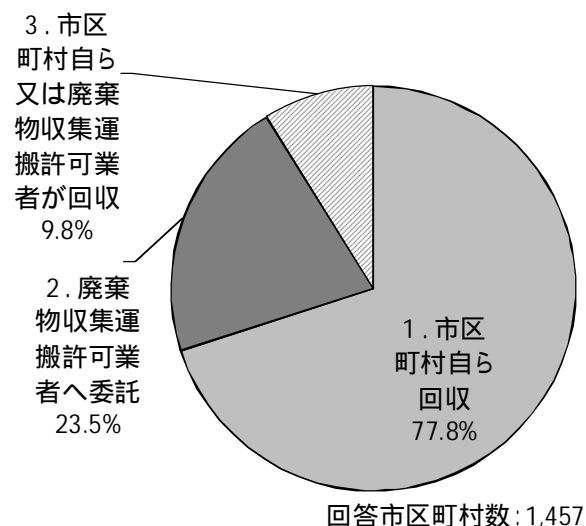
不法投棄物の収集運搬の主な実施者は、市区町村自ら：77.8%、廃棄物収集運搬許可業者へ委託：23.5%、市区町村自ら又は廃棄物収集運搬許可業者：9.8%でした（図 4）。また、廃棄物収集運搬許可業者へ委託及び市区町村自ら又は廃棄物収集運搬許可業者へ委託と回答した市区町村に対して平成 25 年度に廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託した件数等を尋ねたところ、廃家電 4 品目の委託費用等を把握している市区町村の平均値について、委託件数は 17 件、委託費用は 784 千円でした（表 4）。

また、平成 25 年度に不法投棄された廃家電 4 品目で市区町村が回収できなかった物がある市区町村：23.1%、ない市区町村：76.9%でした（図 5）。未回収の不法投棄物があると回答した市区町村に対してその理由を尋ねたところ、私有地で立入り不可：159 件、回収が物理的に困難：159 件、時期を決めてまとめて回収予定：109 件等でした（図 6）。また、回収が物理的に困難であると回答した市区町村に対してその事例を尋ねたところ、谷底等への投棄：54.7%、谷底及び湖沼等以外で車両等が進入不可の場所への投棄：27.9%、湖沼及び河川等への投棄：15.6%等でした（図 7）。

（図 3）平成 25 年度不法投棄の 1 件あたりの回収台数の内訳



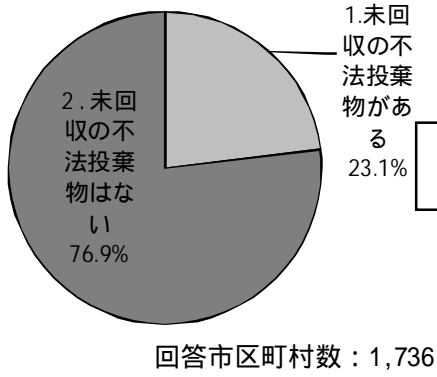
（図 4）不法投棄物の収集運搬の主な実施者



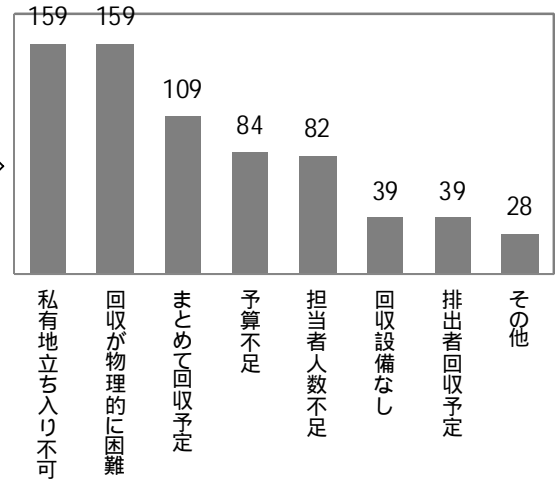
（表 4）平成 25 年度における 1 市区町村当たりの廃棄物収集運搬許可業者の委託件数及び委託費用（平均値）

委託件数	委託費用	備考
17 件	784 千円	回答市区町村 381

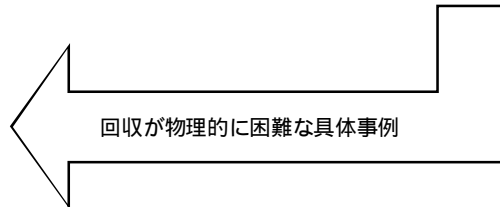
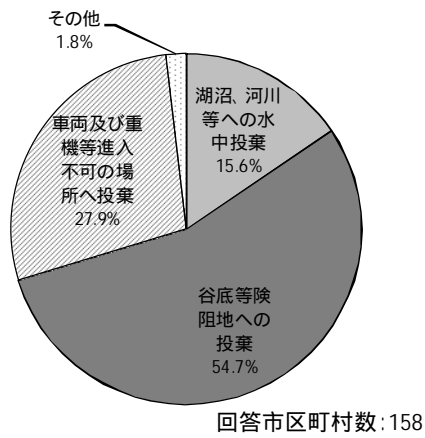
(図5) 不法投棄未回収物



(図6) 不法投棄未回収物がある理由



(図7) 回収が物理的に困難な事例



4 廃家電4品目の不法投棄未然防止対策について

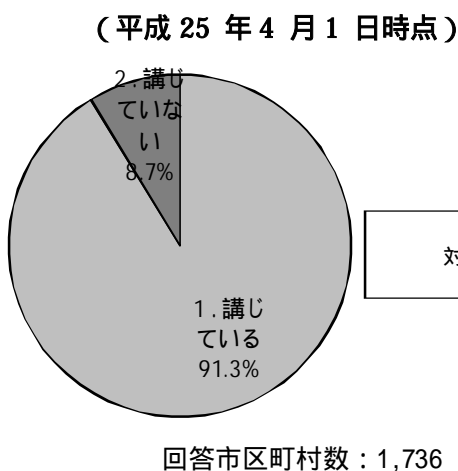
平成 25 年度において不法投棄未然防止対策を講じている市区町村：91.3%、講じていない市区町村：8.7%でした（図 8）。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した市区町村に対してその具体的対策を尋ねたところ、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：89.0%、巡回監視、パトロール：80.5%、住民連携監視、通報体制構築：35.1%等が実施されていきました（図 9）。

平成 25 年度の市区町村における廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している市区町村においてその平均値を算出してみると、427 千円でした（表 5）。また、廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額は、廃家電以外も含めた全ての不法投棄対応決算額に対して平均値で 32.7%の割合でした（表 6）。

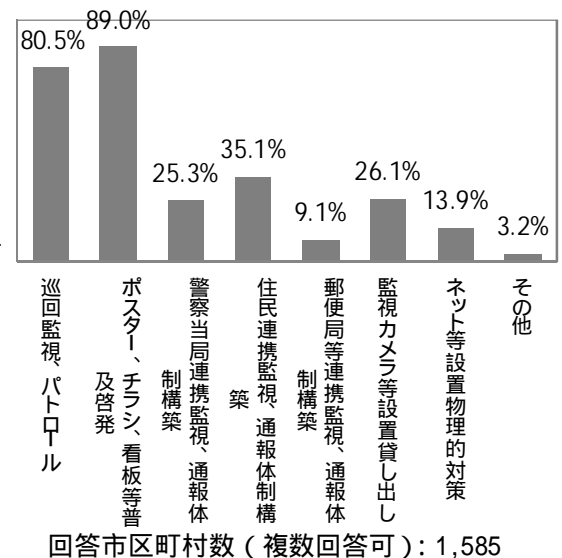
平成 25 年度の市区町村における廃家電 4 品目の不法投棄対応の予算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）については、当初予算に計上している：78.3%、計上していない：17.5%等でした（図 10）。また、当初予算に計上していると回答した市区町村に対して、廃家電 4 品目の不法投棄対応予算額を尋ねたところ、平均値は 547 千円でした（表 7）。

また、ここ数年の廃家電 4 品目の不法投棄にかかる市区町村の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：14.2%、変化していない：46.5%、判断できない：26.5%でした（図 11）。

（図 8）廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策



（図 9）廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策の具体事例



(表 5) 廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額 (平成 25 年度)

平均値	中央値	備考
427 千円	141 千円	回答市区町村数 1,083

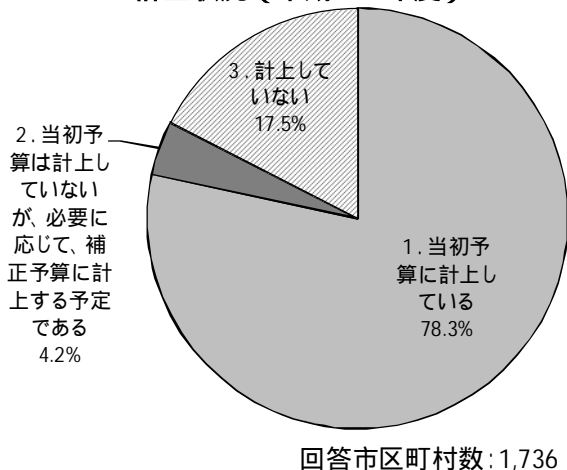
< 人口規模別 >

人口 50 万人以上の 市区町村	平均値	中央値	回答市区町村数
	2,721 千円	1,328 千円	31
人口 10 万人以上 50 万人未満の 市区町村	平均値	中央値	回答市区町村数
	672 千円	376 千円	216
人口 10 万人未満の 市区町村	平均値	中央値	回答市区町村数
	279 千円	102 千円	836

(表 6) 全不法投棄決算額に対する廃家電 4 品目の
不法投棄対応決算額の割合 (平成 25 年度)

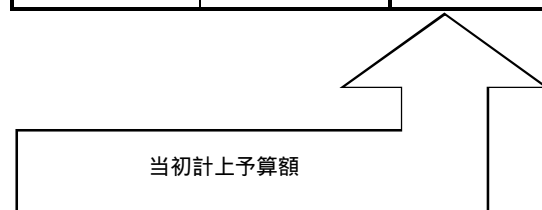
平均値	中央値	備考
32.7%	20.2%	回答市区町村数 1,142

(図 10) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算の
計上状況 (平成 26 年度)

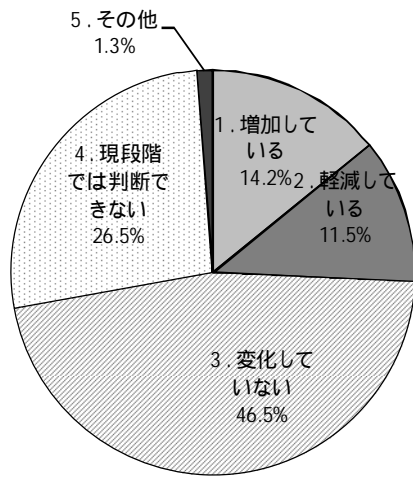


(表 7) 廃家電 4 品目の不法投棄
対応予算額(平成 26 年度)

平均値	中央値	備考
547 千円	215 千円	回答市区町村数 1,102



(図 11) 廃家電 4 品目の不法投棄対策の財政負担状況



回答市町村数：1,360

(参考) 廃家電4品目の不法投棄台数(平成25年度 都道府県別 実績値)

(廃家電4品目の不法投棄台数データを取得している1,376市区町村)

台数は市区町村が回収した不法投棄の台数

(単位:台)

都道府県名	エアコン	ブラウン 管式テレビ	液晶・プラズマテ レビ	電気冷蔵庫 電気冷凍庫	電気洗濯機 衣類乾燥機	4品目合計
北海道	17	5,149	152	1,065	663	7,046
青森県	5	993	13	168	106	1,285
岩手県	6	596	7	62	74	745
宮城県	14	894	26	166	119	1,219
秋田県	6	229	1	44	21	301
山形県	8	355	2	62	34	461
福島県	10	1,105	136	211	188	1,650
茨城県	29	2,311	79	860	400	3,679
栃木県	59	1,289	74	320	177	1,919
群馬県	24	1,583	44	362	183	2,196
埼玉県	130	3,951	188	985	516	5,770
千葉県	51	3,679	134	1,045	479	5,388
東京都	93	4,441	315	1,143	717	6,709
神奈川県	76	3,319	325	745	499	4,964
新潟県	11	813	42	224	73	1,163
富山県	9	279	18	65	26	397
石川県	7	410	13	128	44	602
福井県	4	193	7	122	27	353
山梨県	6	597	13	215	89	920
長野県	2	950	37	281	112	1,382
岐阜県	22	953	20	239	84	1,318
静岡県	51	1,378	66	415	174	2,084
愛知県	84	3,890	183	1,055	327	5,539
三重県	46	1,669	33	566	136	2,450
滋賀県	12	684	48	220	47	1,011
京都府	23	851	6	294	86	1,260
大阪府	38	7,120	55	2,305	645	10,163
兵庫県	37	1,668	133	537	156	2,531
奈良県	9	390	18	168	38	623
和歌山県	10	376	16	144	58	604
鳥取県	8	196	7	43	20	274
島根県	1	69	5	32	10	117
岡山県	26	482	6	168	81	763
広島県	18	895	24	264	115	1,316
山口県	10	327	8	130	41	516
徳島県	10	253	4	64	41	372
香川県	9	258	8	79	39	393
愛媛県	21	645	18	222	108	1,014
高知県	5	290	1	58	62	416
福岡県	23	936	70	320	71	1,420
佐賀県	1	183	4	57	19	264
長崎県	12	486	18	110	50	676
熊本県	8	489	4	119	44	664
大分県	5	180	21	73	36	315
宮崎県	2	287	4	111	29	433
鹿児島県	12	646	21	214	61	954
沖縄県	15	1,078	30	320	116	1,559
合計	1,085	59,815	2,457	16,600	7,241	87,198

5 廃パソコンの不法投棄台数について

平成 25 年度の不法投棄台数のデータを有する 404 市区町村^{注 6)}における平成 25 年度の廃パソコンの品目別の不法投棄台数は、デスクトップが 1,248 台、ノートブックが 930 台、ブラウン管式ディスプレイが 845 台、液晶ディスプレイが 748 台、合計 3,771 台でした。

平成 24 年度及び平成 25 年度の廃パソコンの不法投棄台数について、月ごとにデータを取得している 252 市区町村^{注 7)}（平成 25 年度の廃パソコンの不法投棄台数 3,240 台）における月別不法投棄台数の推移について比較したところ、4 月、12 月が他の期間に比べて不法投棄台数が多い傾向にありました（表 7、図 12）。

注 6）404 市区町村の人口の合計は 6,098 万人（総人口の約 48%）です。

注 7）252 市区町村の人口の合計は 4,716 万人（総人口の約 37%）です。

（表 7）廃パソコンの月別不法投棄台数の推移

（平成 24 年度と平成 25 年度の月ごとのデータを取得している 252 市区町村の比較）

（単位：台）

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度	H24年度	H25年度
4月	311	416	105	131	67	106	96	89	43	90
5月	349	308	133	107	61	66	108	70	47	65
6月	315	268	98	92	73	66	92	62	52	48
7月	238	271	84	83	57	76	47	56	50	56
8月	245	230	73	73	65	54	71	58	36	45
9月	259	217	105	72	60	52	68	39	26	54
10月	305	278	117	100	49	58	91	63	48	57
11月	297	257	97	85	59	66	87	43	54	63
12月	361	334	114	108	84	80	99	67	64	79
1月	271	228	64	72	104	60	50	53	53	43
2月	214	188	60	66	51	57	69	31	34	34
3月	363	245	75	86	180	59	70	55	38	45
合計	3,528	3,240	1,125	1,075	910	800	948	686	545	679

(図 12) 廃パソコンの月別不法投棄台数の推移

